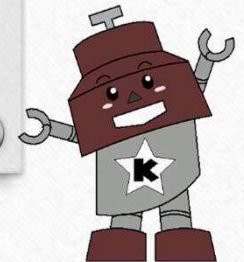


# 令和6年度集団指導

---

川口市 福祉部 福祉監査課  
指導第2係



# 対象サービス

- 【居宅サービス(介護予防含む)】

短期入所生活(療養)介護、特定施設入居者生活介護を除く全サービス

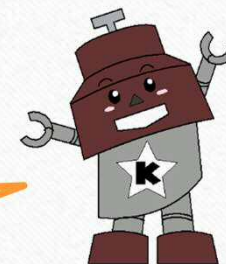
- 【地域密着型サービス】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護

- 【居宅介護支援】

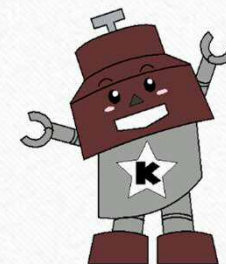
この動画では、「訪問介護」「通所介護」「居宅介護支援」など、  
居宅系サービスについて説明します。



## この動画の流れ

- 【訪問介護】（ 2:05～ ）
- 【(介護予防)訪問入浴介護】（ 12:05～ ）
- 【(介護予防)訪問看護】（ 13:25～ ）
- 【通所介護、地域密着型通所介護】（ 20:45～ ）
- 【(介護予防)通所リハビリテーション】（ 29:50～ ）
- 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】（ 34:15～ ）
- 【居宅介護支援】（ 35:35～ ）
- 【終わりに】（ 43:45～ ）

※ 動画がないサービスもあります。



# 訪問介護

---

## ここで問題です！

【選択問題】 2人の訪問介護員等による訪問介護

複数の訪問介護員等による訪問介護について、正しいものを1つ選んでください。

- A：2人では人手が足りず、3人の訪問介護員で1人の利用者に対しサービスを提供したので、所定の100分の300に相当する単位数を算定した。
- B：利用者や家族の同意は得ていないが、暴力行為が認められる利用者のため、2人による訪問介護サービスを提供し、所定の100分の200に相当する単位数を算定した。
- C：体重が重い利用者に入浴介助を実施するため、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービスを提供し、所定の100分の200に相当する単位数を算定した。

？ ？ ？ ？ ？

## 正しいのは...

C

利用者が「**厚生労働大臣が定める要件**」を満たしており、同時に2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて、**利用者又はその家族等の同意を得た上で**、サービスを提供した場合、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定することができます。

A×…2人に限り、それぞれの訪問介護員等について訪問介護費を算定できます(3人以上はできません)。

B×…利用者又は家族等の同意を得た上でサービスを提供してください。

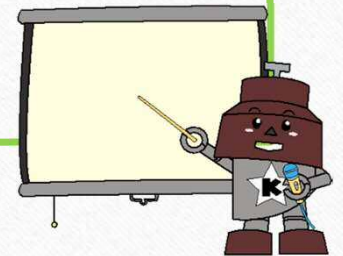
**【参考資料】2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等**

別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定する。

**【厚生労働大臣が定める要件】**

2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき

1. 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
2. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
3. その他利用者の状況等から判断して、1又は2に準ずると認められる場合



## 早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い

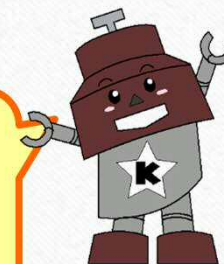
### 【問題点】

早朝サービスについて、居宅サービス計画・訪問介護計画上に位置付けずにサービスを提供している。

### 【指導内容】

早朝・夜間、深夜の訪問介護における加算は、**居宅サービス計画又は訪問介護計画上、サービス開始時刻**が加算の対象となる時間帯にある場合に算定してください。

利用時間が長時間にわたる場合、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が、全体に占める割合のごくわずかだと、当該加算は算定できません。



## 特定事業所加算(体制要件)①研修計画

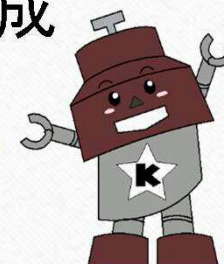
### 【問題点】

- ・ 一部の訪問介護員等にのみ研修計画を作成している。
- ・ 研修計画の内容が全員同じである。

### 【指導内容】

全ての訪問介護員等**及びサービス提供責任者に個別具体的な**研修計画(目標、内容、研修期間、実施時期等)を作成してください。

令和6年度から対象者に「サービス提供責任者」という文言が追加されました。

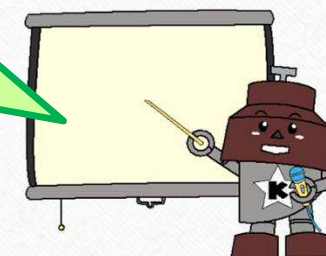


**【参考資料】特定事業所加算 体制要件①****①(令和6年度改定版)計画的な研修の実施**

指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等**及びサービス提供責任者**に対し、訪問介護員等ごと**及びサービス提供責任者ごと**に研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。

事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等又はサービス提供責任者について**個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等**を定めた計画を策定しなければならない。

計画の策定については、**従業者ごとに**策定する必要があります。ただし、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することは差し支えありません。



## ここで問題です！

【選択問題】特定事業所加算(体制要件)②会議の定期的開催

特定事業所加算の要件「会議の定期的開催」について、誤っているものを1つ選んでください。

- A : おおむね月1回以上開催する必要がある。
- B : 登録ヘルパーも含め、サービス提供にあたる訪問介護員等すべてが参加し、一堂に会して開催する必要がある。
- C : サービス提供責任者が主宰しなければならない。
- D : 会議の概要を記録しなければならない。

？    ？    ？    ？    ？

## 誤っているのは...

B

登録ヘルパーも含め、サービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加しなければなりません、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することができます。

【参考資料】特定事業所加算 体制要件②

②会議の定期的開催

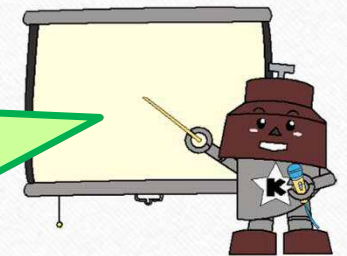
利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的(**おおむね1月に1回以上**)に開催すること。

**サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加**するものでなければならない。

また、会議の開催状況については、その概要を**記録**しなければならない。

- ・会議をおおむね1月に1回以上実施していない
- ・サービス提供責任者が主宰していない
- ・すべての従業者が会議に参加していない

等の事例が見受けられますので注意してください。



## 特定事業所加算(体制要件)③文書等による指示及びサービス提供後の報告その1

### 【問題点】

サービス提供責任者による訪問介護員等に対する指示が、口頭伝達で行われている。

### 【指導内容】

訪問介護サービスの提供は、サービス提供責任者が訪問介護員に対し「利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」について、**文書等(対面で文書を手交する方法のほか、FAX、メール等)の確実な方法により伝達してか**ら開始してください。



## 特定事業所加算(体制要件)③文書等による指示及びサービス提供後の報告その2

### 【問題点】

指示について、利用者の状態に変化があった場合のみ伝達している。

### 【指導事項】

「利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」は少なくとも①～⑤に掲げる事項について、その変化の動向も含め記載しなければなりません。①②③⑤の事項については、変更時のみ記載することで足りませんが、④前回のサービス提供時の状況は、毎回必要となります。

- ① 利用者のADLや意欲
- ② 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ③ 家族を含む環境
- ④ 前回のサービス提供時の状況
- ⑤ その他サービス提供に当たって必要な事項

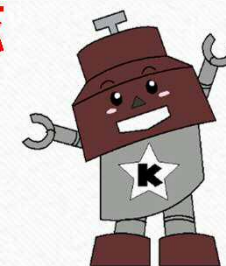
## 特定事業所加算(体制要件)③文書等による指示及びサービス提供後の報告その3

### 【問題点】

サービス終了後、訪問介護員等によるサービス提供責任者への文書等による報告がない。

### 【指導内容】

サービス提供責任者は、サービス提供終了後、担当訪問介護員等から適宜報告を受け、報告内容について文書(電磁的記録を含む)にて記録を保存してください。



**【参考資料】特定事業所加算 体制要件③****③文書等による指示及びサービス提供後の報告**

サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告(文書(電磁的記録可能)にて記録の保管が必要)を受けること。

少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

(エを除く事項については、変更があった場合に記載することで足りる。)

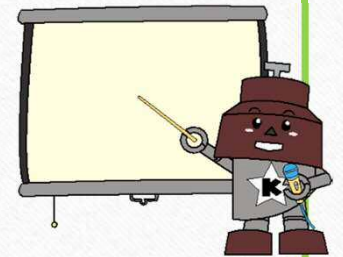
ア 利用者のADLや意欲

イ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望

ウ 家族を含む環境

**エ 前回のサービス提供時の状況 ◎ 毎回記載が必要です。**

オ その他サービス提供に当たって必要な事項



## 特定事業所加算(体制要件) ④健康診断

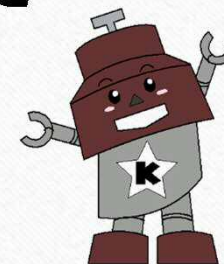
---

### 【問題点】

健康診断を実施していない訪問介護員等がいる。

### 【指導内容】

全ての訪問介護員等に健康診断を、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の負担により実施してください。



## 【参考資料】特定事業所加算 体制要件④

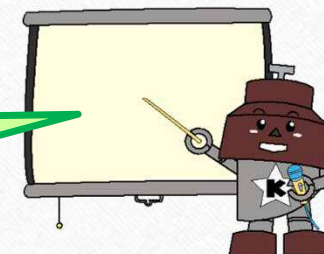
## ④定期健康診断の実施

**全ての訪問介護員等**に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

労働安全衛生法により定期的に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めた、すべての訪問介護員等に対して、**少なくとも1年以内ごとに1回**、事業主の負担により実施しなければならない。

なお、本人都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない。

**登録ヘルパー、派遣職員等すべての従業者**に対して、実施する必要があります。



川口市のマスコット「きゅぽらん」

【参考資料】特定事業所加算 体制要件⑤

⑤緊急時における対応方法の明示

運営規程に規定する「**緊急時等における対応方法**」が利用者に明示されていること。

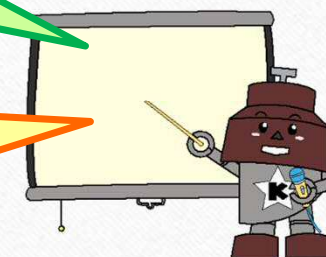
当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。

なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

運営規程に規定されていることをもって、利用者への明示とはなりません。

上記について記載した文書を利用者に交付した上で、説明を行ってください。

特定事業所加算は、令和6年度改定で算定要件に変更がありましたので、自主点検表等で確認してください。



川口市のマスコット「きゅぽらん」

## 同一建物減算

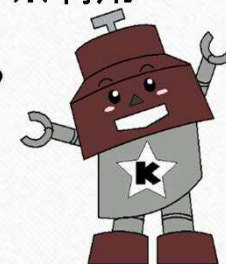
### 【問題点】

事業所に併設するサービス付き高齢者向け住宅に居住する利用者について、減算を行っていない。

### 【指導内容】

事業所と同一若しくは隣接する建物内に居住する利用者に対して訪問介護を行った場合は、1回につき所定の100分の90 ※利用者数20人以上50人未満の場合に相当する単位数を算定してください。

同一建物減算は、令和6年度改定で算定要件に変更がありましたので、自主点検表等で確認してください。



## 【参考資料】同一建物減算

①指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は②指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき**所定単位数の100分の90**に相当する単位数を算定し、③指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき**所定単位数の100分の85**に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定訪問介護事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

## 厚生労働大臣が定める基準（※令和6年度改定）

①訪問介護費における指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は指定訪問介護事業所と同一の建物（以下この号において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者に対して指定訪問介護を行う指定訪問介護事業所の基準

正当な理由なく、指定訪問介護事業所において、算定日が属する月の**前6月間**に提供した指定訪問介護の**提供総数**のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が**100分の90以上**であること

## 緊急時訪問介護加算

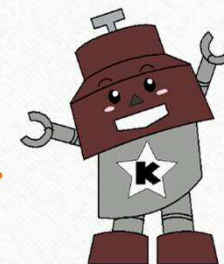
### 【問題点】

居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない訪問介護を、緊急に行った際の記録がない。

### 【指導内容】

居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護の提供に当たっては、**要請のあった時間、要請の内容、訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録してください。**

利用者や家族からの要請に基づき、介護支援専門員が必要と判断した場合に算定しますが、**通常のヘルパー訪問時に利用者の状態が急変した際の要請に対する緊急対応等は対象となりませんので注意してください。**



【参考資料】緊急時訪問介護加算

利用者又はその家族等からの要請に基づき、事業所のサービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認めた場合に算定できる。

- ・居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護(身体介護が中心のものに限る。)を、利用者又はその家族等から要請を受け24時間以内に行った場合に算定できる。
- ・サービス提供責任者が、事前に居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図り、当該介護支援専門員が、利用者又はその家族等から要請された日時又は時間帯に身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断した場合に算定するものである。(やむを得ない事由により、介護支援専門員と事前に連携が取れない場合には、事後に介護支援専門員が必要であったと判断した場合は、算定可能。)
- ・加算の対象となるサービスの提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該サービスの提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録するものとする。

## 初回加算

### 【問題点】

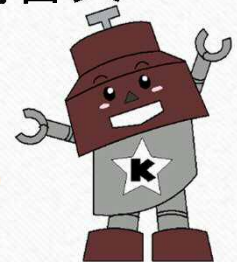
- ・ 訪問介護計画を作成していない。
- ・ サービス提供責任者が、初回又は初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行っておらず、かつ他の訪問介護員に同行していない。

### 【指導内容】

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合又は他の訪問介護員に同行した場合に当該加算を算定してください。

また、同行した場合はその記録を残してください。

サービス提供責任者が訪問・同行したことがわかるように記録を残してください。



# (介護予防)訪問入浴介護

---

## ここで問題です！

### 【選択問題】サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算について正しいものを1つ選んでください。

- A：研修計画について、従業者ごとに研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。
- B：定期的な会議について、おおむね3月に1回以上開催されている必要がある。
- C：健康診断について、健康診断が必要な従業者とは、事業所が直接雇用している常勤の職員のことである。

？      ？      ？      ？      ？

## 正しいのは...

A

研修計画については、全ての訪問入浴介護従業者に、**個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等**を定めた計画を策定してください。

B×…「おおむね1月に1回以上」開催されている必要があります。

C×…事業所の「全ての訪問入浴介護従業者」が対象になります。

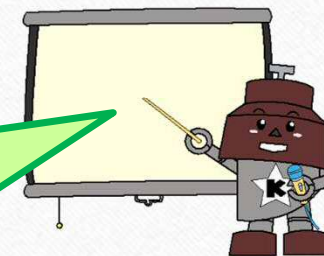
【参考資料】サービス提供体制強化加算

(体制要件)

- ① 事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、従業者ごとに(個別具体的な)研修計画を作成し、計画に従い研修を実施又は予定していること。
- ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的(おおむね1月に1回以上)開催すること。
- ③ 事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的(1年以内ごとに1回)に実施すること。

(体制要件)①②③+(人材要件) の、全ての要件を満たす場合に算定することができる。

体制要件は、訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者が対象になります。  
常勤・非常勤の別、直接雇用・派遣会社等は関係ありませんので注意してください。



# (介護予防)訪問看護

---

## ここで問題です！

【選択問題】早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い及び緊急時訪問看護加算

緊急時訪問看護加算について、正しいものを1つ選んでください。

- A: 緊急時訪問を深夜の時間帯に実施したが、当月の第1回目の緊急時訪問であったため、深夜加算は算定しなかった。
- B: 利用者が緊急時対応だけの訪問看護を希望しているため、緊急時訪問看護加算のみ居宅サービス計画に組み込んだ。
- C: 複数の訪問看護事業所を利用する利用者のため、それぞれの事業所で緊急時訪問看護加算を算定した。

？    ？    ？    ？    ？

## 正しいのは...

A

**当月1回目の緊急時訪問**を行った場合は、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定できません。  
1月以内の2回目以降の緊急時訪問を行った際には、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できます。

B×…当該加算のみの算定はできません。

C×…当該加算は1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定することができます。

【参考資料】早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い、緊急時訪問看護加算

【早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い】

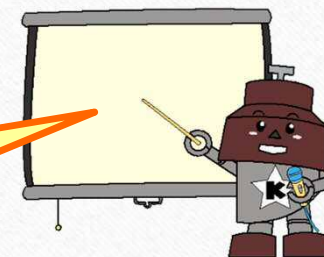
居宅サービス計画上又は訪問看護計画上、訪問看護サービスの開始時間が加算の対象となる時間帯にある場合に算定できる。なお、利用時間が長時間にわたる際、加算対象時間帯が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては当該加算の算定ができない。

【緊急時訪問看護加算】

利用者の同意を得て利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあってかつ計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に算定できる。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護における緊急時訪問看護加算、看護小規模多機能型居宅介護における緊急時対応加算、医療保険(訪問看護)における24時間対応体制加算は重複して算定することができない。

緊急時訪問看護加算は、令和6年度改定で算定要件に変更がありましたので、自主点検表等で確認してください。



川口市のマスコット「きゅぽらん」

## 複数名訪問加算

### 【問題点】

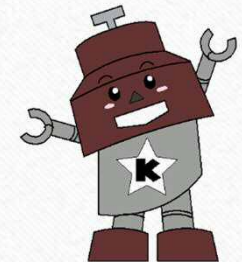
利用者又はその家族等から同意を得ていない。

### 【指導内容】

①～③の理由により複数名で指定訪問看護を行う場合は**利用者又はその家族等の同意**が必要です。

- ① 利用者の身体的理由により1人の看護職員等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等判断し①又は②に準ずると認められる場合

複数名で訪問する理由と、利用者又はその家族が、複数名での訪問に同意したことの両方が必要となりますので注意してください。



## 長時間訪問看護加算

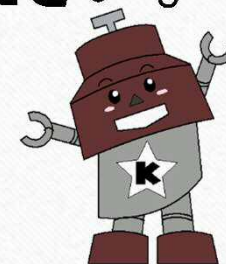
---

### 【問題点】

居宅サービス計画に位置付けられていない。

### 【指導内容】

長時間訪問看護加算を算定する場合は、**居宅サービス計画**上に1時間30分以上の訪問を位置付けてください。



## ターミナルケア加算

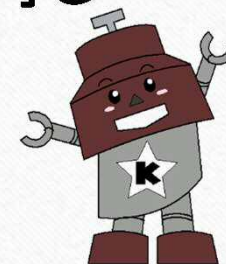
---

### 【問題点】

利用者又はその家族等から同意を得ていない。

### 【指導内容】

主治の医師との連携の下にターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てください。



## ここで問題です！

### 【選択問題】初回加算

初回加算について、誤っているものを1つ選んでください。

- A: 同一月に2か所の訪問看護事業所を新たに利用する場合、それぞれの事業所で初回加算を算定することができる。
- B: 初回の訪問看護サービスを提供した後に、訪問看護計画を作成し、初回加算を算定した。
- C: 過去2月間当該事業所から訪問看護サービスの提供を受けていなかった利用者に対して、新たに訪問看護計画を作成し、サービス提供を実施したので初回加算を算定した。

？ ？ ？ ？ ？

## 誤っているのは...

B

初回加算は、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回の訪問看護を提供した際に算定することができます。初回の訪問看護提供時に、訪問看護計画が作成されていないと加算を算定することができません。

## 看護体制強化加算

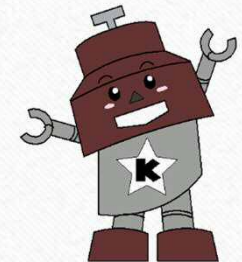
### 【問題点】

算定要件の割合及び人数の記録がない。

### 【指導内容】

算定要件の割合及び人数について、台帳等により毎月記録してください。なお、所定の基準を下回った場合は介護保険課に届け出てください。

毎月割合の計算をしていない、計算しているが記録していない事例が散見されましたので、特に注意してください。



## サービス提供体制強化加算①研修の計画、実施

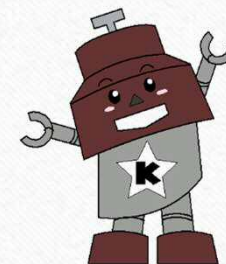
### 【問題点】

管理者兼看護職員に対して研修計画を作成していない。

### 【指導内容】

**全ての看護師等**に個別具体的な研修計画(目標、内容、研修期間、実施時期等)を作成してください。

看護職員等を兼務している法人代表、役員、管理者についても忘れずに作成してください。



## サービス提供体制強化加算②会議の開催 その1

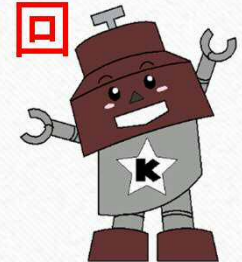
### 【問題点】

会議をおおむね1月に1回以上開催していない。また、会議の記録がない。

### 【指導内容】

**サービス提供にあたる全ての従業者**が参加する、利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を、おおむね1月に1回以上開催してください。

また、その概要について**記録**してください。



## サービス提供体制強化加算②会議の開催 その2

### 【問題点】

利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達を目的とした会議を開催しているが、「前回のサービス提供時の状況」が記載されていない。

### 【指導内容】

会議録には、少なくとも①～⑤に掲げる事項を、その変化の動向を含め、**記載**してください。

- ① 利用者のADLや意欲
- ② 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ③ 家族を含む環境
- ④ 前回のサービス提供時の状況
- ⑤ その他サービス提供に当たって必要な事項

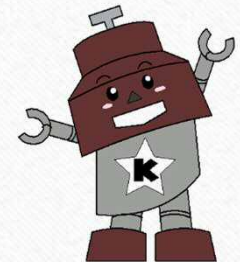
## サービス提供体制強化加算③健康診断、④割合の計算

### 【問題点】

- ③ 健康診断を受診していない看護師がいる。
- ④ 勤続3年以上の看護師等の割合を算出していない。

### 【指導内容】

- ③ 全ての看護師等に、健康診断を少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の負担により実施してください。
- ④ 勤続3年以上の看護師等の割合を、常勤換算方法により前年度(3月を除く)の平均で算出し、記録してください。



# 通所介護 地域密着型通所介護

---

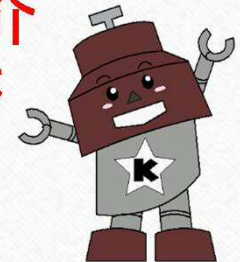
## 所要時間による区分の取扱い①

### 【問題点】

実際のサービス提供時間が、通所介護計画に位置付けられた時間と恒常的に異なっているのにもかかわらず、計画上の時間で算定している。

### 【指導内容】

利用者の心身の状況及び利用者の希望等により、通所介護計画に沿ったサービスを提供できない場合は、**担当の介護支援専門員等と協議し、通所介護計画を見直してください。**



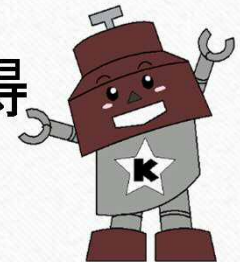
## 所要時間による区分の取扱い②

### 【問題点】

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に併設の事業所において、サービス提供途中に中抜けし、自室にて休憩している。

### 【指導内容】

サービス提供時間中に自室に戻っている利用者については、**サービスを中断した時点でサービス終了**となりますので、その時点までの介護報酬を算定してください(やむを得ない理由が認められる場合を除きます)。



## ここで問題です！

【選択問題】所要時間による区分の取扱い③

人員基準欠如について、正しいものを1つ選んでください。

- A: 算定方法について、看護職員は利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用い、介護職員は1月間の職員の数の平均(サービス提供日に配置された延べ人数をサービス提供日数で割ったもの)を用いる。
- B: 基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合も、翌月末日において人員基準を満たすに至らない限り、その翌々月から人員基準が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算する。
- C: 基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合、当月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算する。

？ ？ ？ ？ ？

## 正しいのは...

B

1割の範囲内で減少した場合も、翌月末日において人員基準を満たしていなければ、**その翌々月から人員基準が解消されるに至った月**まで、利用者の全員について減算します。人員基準を満たすよう看護職員及び介護職員を速やかに配置してください。

A×…看護職員と介護職員の算定方法が逆になっています。

C×…当月ではなく「その翌月」から減算することになります。

## 【参考資料】人員基準欠如の具体的取扱方針

①人員基準上必要とされている員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。

(看護職員の算定式)

サービス提供日に配置された延べ人数

サービス提供日数

&lt; 0.9

(介護職員の算定式)

当該月に配置された職員の勤務延時間数

当該月に配置すべき職員の勤務延時間数

&lt; 0.9

②1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される。(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

(看護職員の算定式)

サービス提供日に配置された延べ人数

0.9 ≤

サービス提供日数

&lt; 1.0

(介護職員の算定式)

当該月に配置された職員の勤務延時間数

0.9 ≤

当該月に配置すべき職員の勤務延時間数

&lt; 1.0

## 2時間以上3時間未満の通所介護

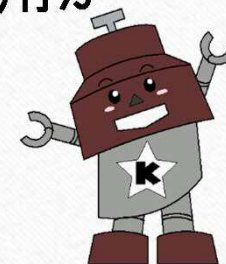
### 【問題点】

2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の算定をしているが、利用者側のやむを得ない事情を把握していない。

### 【指導内容】

心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者等、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難であることが確認できる**記録**を残してください。

事情を把握するだけでなく、その事情を記録することを忘れないでください。



## 入浴介助加算

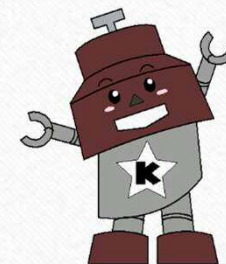
### 【問題点】

入浴の記録がない(入浴していない)者に加算を算定している。

### 【指導内容】

入浴介助を行った場合に算定してください。

入浴介助加算は、令和6年度改定で算定要件に変更がありましたので、自主点検表等で確認してください。



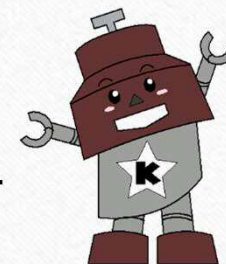
## 中重度ケア体制加算①②

### 【問題点】

- ①看護職員又は介護職員の員数について、算定基準を満たしていることが確認できない。
- ②中重度者の割合について、毎月、計算していない。

### 【指導内容】

- ①人員基準の員数に**加え**、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以  
**上**確保していることが分かる計算書を作成し、保管してください。
- ②前年度の利用者総数のうち、要介護状態区分が要介護3、4、5  
である者の占める割合が100分の30以上であることが分かる計  
算書を作成し、保管してください。



## 個別機能訓練加算①

### 【問題点】

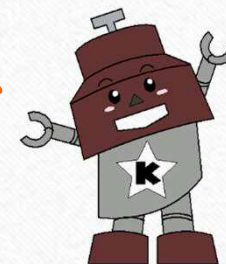
専従の機能訓練指導員が不在の日に算定している。

### 【指導内容】

専従の機能訓練指導員が直接、利用者に対して訓練を実施した場合に算定してください。

1週間のうち**特定の曜日**だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から**直接訓練を受けた利用者のみ**が加算の算定対象となります。ただし、この場合、加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者にも周知されている必要があります。

※令和6年度改定で、人員配置要件に変更がありましたので、自主点検表等で確認してください。



## 個別機能訓練加算②

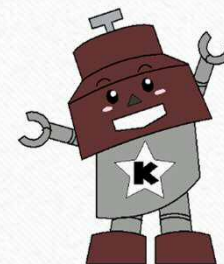
### 【問題点】

個別機能訓練計画を機能訓練指導員のみで作成している。

### 【指導内容】

個別機能訓練計画は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の者が共同して作成してください。

令和6年度から、個別機能訓練計画の様式等が変更になりました。厚生労働省通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養・口腔の実施及び一体的取組について」(介護保険最新情報Vol.1217)を参考にしてください。



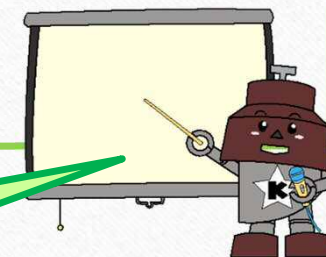
【参考資料】個別機能訓練加算 《個別機能訓練計画の作成》

①利用者の社会参加状況やニーズ・日常生活や社会生活等における役割の把握、心身の状況の確認を行う。

具体的には…

- (一) 利用者の日常生活や社会生活等について、現在行っていることや今後行いたいことを把握。(別紙様式3-1「興味・関心チェックシート」活用)
- (二) 利用者の居宅での生活状況(ADL、IADL等)を居宅訪問の上で確認。(別紙様式3-2「生活機能チェックシート」活用)
- (三) 必要に応じて医師又は歯科医師から、これまでの利用者に対する病名、治療経過、合併疾患、個別機能訓練実施上の留意事項についての情報を得る。
- (四) 介護支援専門員から、居宅サービス計画に記載された利用者本人や家族の意向、総合的な支援方針、解決すべき課題、長期目標、短期目標、サービス内容などについて情報を得る。

必ず**利用者の居宅を訪問**した上で利用者の居宅での生活状況を確認してください。



川口市のマスコット「きゅぽらん」

## 【参考資料】個別機能訓練加算 《個別機能訓練計画の作成》

### ②多職種協働で個別機能訓練計画の作成を行う。

①で把握した利用者のニーズ・日常生活や社会生活等における役割及び心身の状況に応じ、個別機能訓練指導員等(機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が**多職種協働**で個別機能訓練計画を作成する。

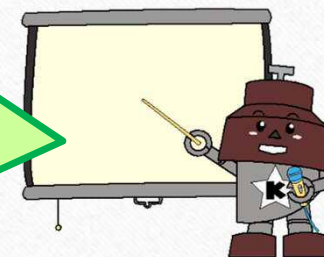
特に、多職種協働で作成したことがわからない事例が多く見受けられます。

**様式に沿って作成しただけでは、多職種で作成したことがわかりません。**



|                                          |    |                       |                                            |                |     |
|------------------------------------------|----|-----------------------|--------------------------------------------|----------------|-----|
| 作成日：令和 年 月 日                             |    | 前回作成日：令和 年 月 日        |                                            | 初回作成日：令和 年 月 日 |     |
| ふりがな<br>氏名                               | 性別 | 大正 / 昭和<br>年 月 日生( 歳) | 要介護度                                       | 計画作成者：         | 職種： |
| 障害高齢者の日常生活自立度：自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 |    |                       | 認知症高齢者の日常生活自立度：自立 I IIa IIb IIIa IIIb IV M |                |     |

話し合いを行った場合は議事録等を作成するなど、共同で作成したことがわかるよう**記録**を残してください。



川口市のマスコット「きゅぽらん」

【参考資料】個別機能訓練加算 《個別機能訓練計画の作成》

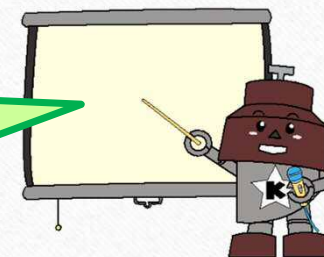
③利用者又はその家族への説明と同意

利用者又はその家族に対し、機能訓練指導員等が個別機能訓練の内容について分かりやすく説明を行い、同意を得ること。またその際、個別機能訓練計画を交付(電磁的記録の提供を含む)すること。

④介護支援専門員への報告

介護支援専門員に対し、個別機能訓練計画を交付(電磁的記録の提供を含む)の上、利用者又はその家族への説明を行い、内容に同意を得た旨報告すること。

以上、①～④を適切に実施してください。



## 個別機能訓練加算③

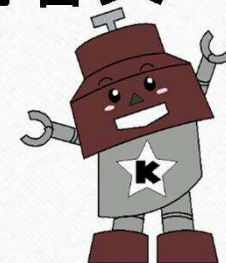
---

### 【問題点】

3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問していない。

### 【指導内容】

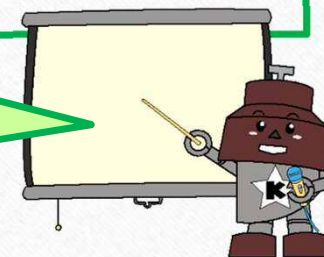
個別機能訓練計画作成後、**3月ごとに1回以上**利用者の居宅を訪問し、訓練の実施状況や効果等を利用者又はその家族に説明し、**記録**してください。



【参考資料】個別機能訓練加算 《個別機能訓練実施後の対応》

- ①個別機能訓練の目的に照らし、個別機能訓練項目や訓練実施時間が適切であったか、個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)が現れているか等について、**評価**を行う。
- ②**3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問**し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認する。また、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、**記録**する。
- ③**概ね3月ごとに1回以上**、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を**担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談**し、利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果等をふまえた**個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更**を行う。

3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問したことがわからない事例が多く見受けられます。居宅を訪問した場合は、必ず**記録**を残すよう心掛けてください。



## ここで問題です！

### 【選択問題】口腔機能向上加算

口腔機能向上加算について、正しいものを1つ選んでください。

- A: 歯科衛生士、看護職員又は栄養士を1名以上配置する。
- B: 利用者が希望すれば、誰でも算定することができる。
- C: 利用時にアセスメントを行い、生活相談員が口腔機能改善管理指導計画を作成する。
- D: 口腔機能サービス開始からおおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価をする。

？      ？      ？      ？      ？

## 正しいのは...

D

利用者の生活機能の状況を検討し、**おおむね3月ごと**に口腔機能の状態の**評価**を行い、その結果について、介護支援専門員等に**情報提供**してください。

A×…**言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員**を1名以上配置してください。

B×…算定できるのは次ページに掲げる**①～③いずれかに該当**し、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者となります。

C×…計画は言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が**共同して作成**してください。

### 【参考資料】口腔機能向上加算

《対象者》加算を算定できる利用者は以下のとおりです。

- ① 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者
- ② 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者
- ③ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者

加算を算定できる利用者について、「口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる理由」を確認し、**記録してください。**

《要件》

- ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- ・利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理計画を作成していること。

利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関するアセスメントを行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき項目等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成してください。

**共同して作成したことが記録としてわからない事例が多いため注意してください。**

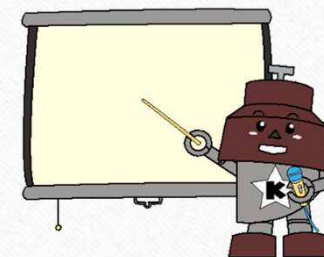
### 【参考資料】口腔機能向上加算

#### 《要件(続き)》

- ・利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- ・利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

**3月ごと**に口腔機能の状態の評価を行った記録、その結果について、**誰に情報提供したかわかるように記録に残す**ことを忘れないでください。

- ・定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。



## 送迎を行わない場合

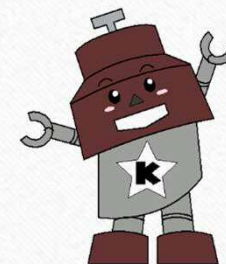
### 【問題点】

送迎を行っていない利用者について、減算をしていない。

### 【指導内容】

事業者が送迎を行わない場合は**送迎減算**を行ってください。

運行記録簿等の送迎記録と請求の実績が合わないことがあります。送迎実績を正確に**記録**してください。



# (介護予防) 通所リハビリテーション

---

1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションで理学療法士等を2名以上配置している場合

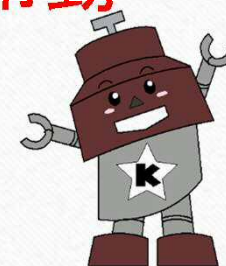
### 【問題点】

常勤専従の理学療法士等を配置していない。

### 【指導内容】

居宅サービス基準に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置してください。

この加算を算定する場合、常勤専従の理学療法士等を配置する必要があります。



## 入浴介助加算

### 【問題点】

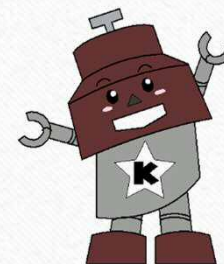
入浴介助加算Ⅱについて、個別の入浴計画の作成が遅れている。

### 【指導内容】

入浴介助を行う際は、**入浴計画**に基づいて行ってください。

入浴計画は理学療法士等が医師との連携の下で、利用者の心身の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえて作成してください。

入浴介助加算は、令和6年度改定で算定要件に変更がありましたので、自主点検表等で確認してください。



## ここで問題です！

### 【選択問題】リハビリテーションマネジメント加算①

リハビリテーションマネジメント加算について、誤っているものを1つ選んでください。

- A: 医師が理学療法士等に対し指示を行う内容は「利用者に対する当該リハビリテーションの目的」のみである。
- B: 指示内容は基準に適合するものであると明確にわかるように記録しなければならない。
- C: リハビリテーション会議を開催し、その会議内容を記録しなければならない。

？ ？ ？ ？ ？

## 誤っているのは...

### A

医師はリハビリテーションの実施に当たり、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、「利用者に対する当該リハビリテーションの目的」に加え、

- ・当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項
  - ・やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準
  - ・当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等
- のうち、いずれか1以上の指示を行ってください。

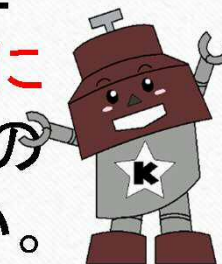
## リハビリテーションマネジメント加算②

### 【問題点】

通所リハビリテーション計画の作成に当たり、リハビリテーション会議を開催していない。

### 【指導内容】

通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の場合にあっては**1月に1回以上**、6月を超えた場合にあっては**3月に1回以上**、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直してください。



## リハビリテーションマネジメント加算③

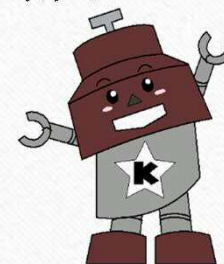
### 【問題点】

介護支援専門員に情報提供を行っていない。

### 【指導内容】

事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活の留意点に関する**情報提供**を行ってください。

リハビリテーションマネジメント加算は、令和6年度改定で算定要件に変更がありましたので、自主点検表等で確認してください。



## 口腔機能向上加算

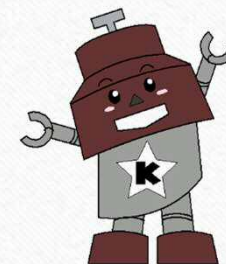
---

### 【問題点】

口腔機能改善管理指導計画を歯科衛生士のみで作成している。

### 【指導内容】

口腔機能改善管理指導計画は、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が**共同して作成**してください。



# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護

---

## ここで問題です！

### 【選択問題】サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算について、正しいものを1つ選んでください。

A: 事業所ごとに研修計画を作成し、研修を実施する。

B: 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者への技術指導を目的とした会議をおおむね3月に1回以上開催する。

C: 事業所の全ての従業者に対し、健康診断を1年以内ごとに1回実施する。

？ ？ ？ ？ ？

## 正しいのは...

C

事業所の**全ての従業者**が対象になります。常勤職員だけでなく、非常勤職員、派遣職員等も対象になりますので、注意してください。

A×…研修計画は「**従業員ごと**」に個別具体的に作成してください。

B×…会議は**おおむね月1回以上**実施してください。また、全ての従業者が参加し、会議の概要を記録してください。

# 居宅介護支援

---

## 居宅介護支援費

### 【問題点】

居宅介護支援費(Ⅰ)について、介護支援専門員1人当たり(常勤換算)の取扱件数を超えて算定している。

### 【指導内容】

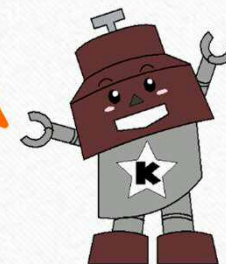
取扱件数を超える場合には、居宅介護支援費(Ⅱ)又は居宅介護支援費(Ⅲ)を算定してください。

#### 《取扱件数》

要介護の利用者数(月末に給付管理を行っている者)＋(委託を受けた要支援者の数÷2)

介護支援専門員数(常勤換算方法)

居宅介護支援費は、令和6年度改定で取扱件数に変更がありましたので、自主点検表等で確認してください。



## 運営基準減算①利用開始時の説明

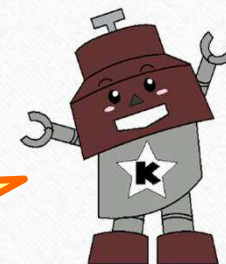
### 【問題点】

利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない。

### 【指導内容】

居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して説明を行ってください。

適切に行わないと運営基準減算に該当する「**利用開始時の説明**」については、令和6年度改定で変更がありましたので、自主点検表等で確認してください。



## 運営基準減算②居宅サービス計画の新規作成及び変更その1

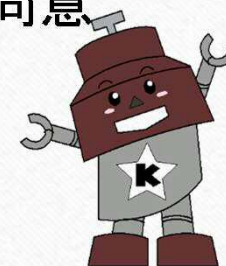
### 【問題点】

- ・ 居宅サービス計画の作成について、**アセスメント**を実施していない。
- ・ 居宅サービス計画の変更について、**サービス担当者会議**を開催していない。
- ・ **モニタリング**を実施していない。

### 【指導内容】

居宅サービス計画の作成(変更)に当たっては、アセスメント、居宅サービス計画原案の作成、サービス担当者会議の開催、計画の説明及び同意の取得、計画書の交付等の**一連の業務**を行ってください。

「モニタリング」の実施方法は、令和6年度改定で変更がありましたので、自主点検表等で確認してください。



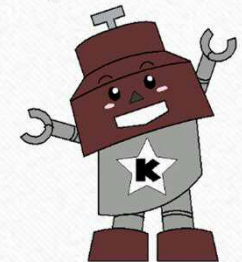
## 運営基準減算②居宅サービス計画の新規作成及び変更その2

### 【問題点】

居宅サービス計画について、利用者から同意を得ていない。

### 【指導内容】

利用者又はその家族に対して説明し、**文書**により**利用者**  
**の同意**を得た上で、居宅サービス計画を利用者及びサー  
ビス担当者に交付してください。



【参考資料】運営基準減算 ②居宅サービス計画の新規作成及び変更

**居宅サービス計画の新規作成及びその変更**に当たっては、次の場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

1. **アセスメント**について

事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合

2. **サービス担当者会議**について

事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。）

(1) 居宅サービス計画を新規に作成した場合

(2) 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

(3) 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

3. **利用者の文書による同意**について

事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合

## 【参考資料】運営基準減算 ②居宅サービス計画の新規作成及び変更

## 4.【令和6年度改定版】モニタリングについて

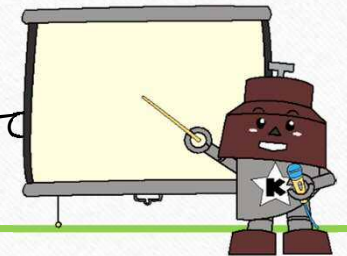
当該事業所の介護支援専門員が **次に掲げるいずれかの方法**により、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- (1) **1月に1回、利用者の居宅を訪問**することによって行う方法。
- (2) (2) 次のア・イいずれにも該当する場合であって、**2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用**して行う方法。

ア テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- i 利用者の心身の状況が安定していること。
- ii 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- iii 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について担当者から提供を受けること。



## ここで問題です！

【選択問題】運営基準減算②居宅サービス計画の新規作成及び変更その3

居宅サービス計画の作成について、正しいものを1つ選んでください。

- A：利用者が自己都合で相談なくサービスの一部を終了したが、計画に変更が生じたことになるので、居宅サービス計画の作成を含む一連の業務を実施した。
- B：区分変更申請時の暫定ケアプランについては、要介護度が確定してから居宅サービス計画の作成を含む一連の業務を実施すればよい。
- C：新たなサービスを位置付ける際のサービス担当者会議は、新規に位置付ける事業所のみ招集すればよい。

？ ？ ？ ？ ？

## 正しいのは...

### A

利用者の都合でサービスを終了した場合であっても、結果として**居宅サービス計画に変更が生じた**と考えられることから、アセスメント、居宅サービス計画原案の作成、サービス担当者会議の開催、計画の説明及び同意の取得、計画書の交付等の**一連の業務**を行ってください。

B×…暫定ケアプランを作成する場合でも、一連の業務は必ず必要になります。

C×…居宅サービス計画に位置付けた全ての居宅サービス等の担当者を招集し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、計画の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めてください。

【参考資料】運営基準減算 ②居宅サービス計画の新規作成及び変更

暫定ケアプランの作成

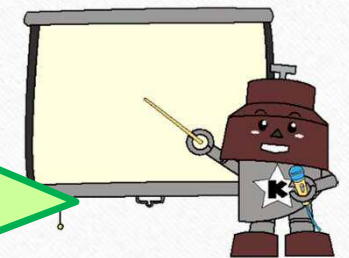
特に、以下の場合には要介護度が確定していないため、暫定で居宅サービス計画(暫定ケアプラン)を作成する必要があります。

- ①被保険者が新規に要介護等認定の申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- ②要介護等認定者が区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービス利用する場合
- ③要介護等認定者が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合

**暫定ケアプランを作成する場合でも、一連の業務は必ず必要になりますので注意してください。**

- ・要介護度が確定してから居宅サービス計画の作成を含む一連の業務を実施している。
- ・とりあえず、暫定ケアプランを作成したが、それ以外の業務は要介護度が確定してから実施している。…などの事例がありました。

介護サービスは居宅サービス計画に沿って提供されるものであり、上記の場合は、居宅サービス計画が作成されていないものとみなされ運営基準減算になりますので注意してください。



川口市のマスコット「きゅぽらん」

【参考資料】運営基準減算 ②居宅サービス計画の新規作成及び変更

居宅サービス計画の軽微な変更について

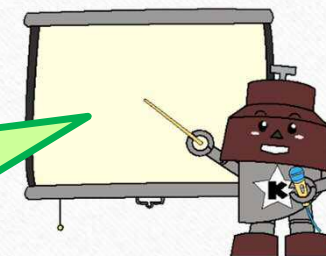
居宅サービス計画を変更する際には、原則として、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行う必要があります。ただし、利用者の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を行う場合には、この必要はないものとされています。

軽微な変更の取扱いについては、

「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて(令和3年3月31日老介発0331第1号ほか)／介護保険最新情報Vol.959」

において例示されていますので参考としてください。

ただし、居宅サービス計画の変更は、原則、一連の業務を行う必要があることを忘れないでください。容易に事業所で軽微な変更と判断することは適切でなく、**少しでも不安に感じる場合には、必ず、各保険者に相談してください。**



川口市のマスコット「きゅぽらん」

## 特定事業所集中減算

---

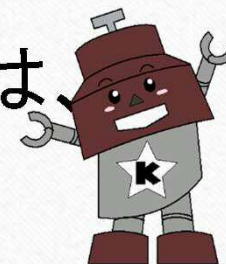
### 【問題点】

所定の判定書類が作成されていない。

### 【指導内容】

毎年度2回、「居宅介護支援事業所特定事業所集中減算計算書」を作成し、保管してください。

なお、特定の事業所の割合が**80%**を超えた場合は、介護保険課に届け出てください。



## 特定事業所加算①

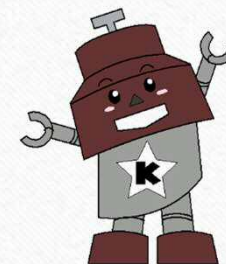
### 【問題点】

基準の遵守状況に関する記録が作成されていない。

### 【指導内容】

**毎月末**までに、基準の遵守状況に関する記録を作成し、保管してください。

特定事業所加算は、令和6年度改定で算定要件に変更がありましたので、自主点検表等で確認してください。



## ここで問題です！

### 【選択問題】特定事業所加算②

特定事業所加算について、正しいものを1つ選んでください。

- A：事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等は、毎年度少なくとも年度開始後1月以内に計画を定めなければならない。
- B：利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議はおおむね月1回以上開催しなければならない。
- C：管理者は研修計画にある目標の達成状況を適宜確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならない。

？ ？ ？ ？ ？

## 正しいのは...

C

全ての介護支援専門員に個別具体的な研修計画(目標、内容、研修期間、実施時期等)を、**少なくとも次年度が始まる前に次年度の計画を定め**、管理者はその目標の達成状況について適宜確認し、必要に応じて改善措置を講じてください。

A×…研修計画同様、事例検討会も少なくとも次年度が始まる前に次年度の計画を定めてください。

B×…利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議は、おおむね週1回以上開催してください。

## 入院時情報連携加算

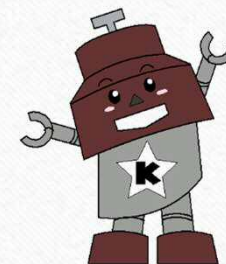
### 【問題点】

病院の職員に対して、必要な情報を提供していない。

### 【指導内容】

情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について、居宅サービス計画等に記録してください。

入院時情報連携加算は、令和6年度改定で変更がありましたので、自主点検表等で確認してください。



## 退院・退所加算Ⅰ(口)、Ⅱ(口)、Ⅲ

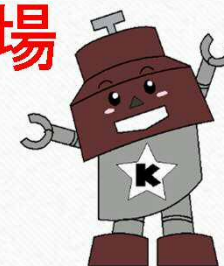
### 【問題点】

カンファレンスの要件を満たしていない。

### 【指導内容】

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たしたカンファレンスの場合に算定してください。

カンファレンスの要件を満たしていないにもかかわらず、算定している事例が見受けられます。



## 【参考資料】退院・退所加算

- ①病院又は診療所
- ②地域密着型介護老人福祉施設
- ③介護老人福祉施設
- ④介護老人保健施設
- ⑤介護医療院

退院又は退所

病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受ける

居宅サービス  
計画  
作成

居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整

|             | カンファレンスによる情報収集 | 面談による情報収集 | 合計訪問回数  |
|-------------|----------------|-----------|---------|
| 退院・退所加算(Ⅰ)イ | —              | 1回        | 1回      |
| 退院・退所加算(Ⅰ)ロ | 1回             | —         | 1回      |
| 退院・退所加算(Ⅱ)イ | —              | 2回以上      | 2回以上    |
| 退院・退所加算(Ⅱ)ロ | 1回以上           | 1回        | 2回以上(注) |
| 退院・退所加算(Ⅲ)  | 1回以上           | 2回以上      | 3回以上    |

※ 同一日に複数回面談又はカンファレンス参加した場合でも1回として算定。  
(注)カンファレンス2回以上、面談0回でも可

【参考資料】退院・退所加算(カンファレンスの要件について)

カンファレンスに参加した場合は、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等(居宅介護支援経過(第5表)等)に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。

①病院又は診療所  
退院時共同指導料2の注3の要件を満たすもの

入院中の医療機関の医師又は看護師等



○以下のうちから3者以上

- ・ 在宅療養担当医療機関の医師又は看護師等
- ・ 歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士
- ・ 保険薬局の保険薬剤師
- ・ 訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士
- ・ 介護支援専門員
- ・ 相談支援専門員(障害者総合支援法)



計4者以上参加のカンファレンス

②地域密着型介護老人福祉施設  
(※従業者・入所者又はその家族が参加するものに限る。)  
入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うに当たり実施された場合の会議

③介護老人福祉施設  
(※従業者・入所者又はその家族が参加するものに限る。)  
入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うに当たり実施された場合の会議

④介護老人保健施設  
(※従業者・入所者又はその家族が参加するものに限る。)  
入所者への指導及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うに当たり実施された場合の会議

⑤介護医療院  
(※従業者・入所者又はその家族が参加するものに限る。)  
入所者への指導及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うに当たり実施された場合の会議

## おわりに

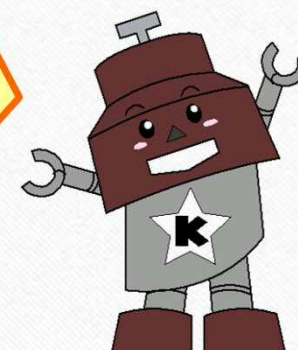
この動画では、居宅系サービスの報酬について、過去の指導した点を中心に、説明してきました。

この動画で説明した以外にも重要な点、注意する点はたくさんあります。動画で説明したもの以外の過去の指導事項については集団指導資料をご覧ください。

また、集団指導資料には、介護保険課、長寿支援課、消防局、保健所、医療センター、埼玉労働局等からの資料も掲載していますので併せてご覧ください。

条例や解釈通知等に則って適切な運営を行い、より良いサービス提供に努めてください。

**ご視聴ありがとうございました。**



川口市のマスコット「きゅぽらん」